

## 都市計画法第 32 条同意・協議の申請の手引き

浜松市が公共施設管理者(上下水道管理者を除く)である都市計画法第 32 条協議・同意の手続きについて、現地予備調査終了後、開発許可申請の前に都市計画法第 32 条同意・協議をしてください。

### <提出部数>

正副 1 部ずつ

### <提出先>

道路(国・県・市道) (※ 国道 1 号・浜名 BP を除く) 河川・排水路 (市管理二級河川、準用河川、普通河ほか)	道路保全課 管理 G (本庁：中央区元城町 103-2 : 053-457-2619)
農道 農業用水路	農地整備課 施設管理 G (本庁：中央区元城町 103-2 : 053-457-2312)
消防水利 (※施設及び用地を浜松市へ帰属する場合のみ)	警防課水利・計画 G (消防局：中央区下池川町 19-1 : 053-475-7531)
公園	公園管理事務所 公園整備 G (公園管理事務所：中央区上島 6-19-1 : 053-473-1829)

### <申請書類>

- 1) 同意申請書・・・・・・・・・・・・・・(様式 14-1)
- 総括調書・・・・・・・・・・・・・・(様式 15-1)
- 従前の公共施設の土地調書・・・・・・(様式 15-2)
- 施行後の公共施設とする土地調書・(様式 15-3)
- 2) 添付図書
  - ア) 開発区域位置図
  - イ) 公図写し
  - ウ) 土地利用計画図
  - エ) 求積図
  - オ) 設置する公共施設の縦横断面、構造図等
  - カ) その他、市長が必要があるとみとめられるもの

※) ア～オは、別添の図面作成要領を参照すること

図面作成要領

番号	図書の名称		縮尺	明示すべき事項	備考
ア	開発区域位置図		1/2,500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の位置</li> <li>開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>開発区域周辺の主要な道路及び交通機関の位置及び名称</li> <li>放流先河川の位置及び名称</li> </ul>	
イ	公図写		公図どおり	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位</li> <li>開発区域の境界（赤線で囲む）</li> <li>市の区域内の町の境界</li> <li>土地の地番及び形状</li> <li>転写年月日</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域周辺も適宜表示すること</li> <li>法務局の公図写しとすること</li> <li>公共用地は着色すること</li> </ul>
ウ	土地利用計画図		1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>方位、凡例</li> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>計画地盤高、周辺地盤高</li> <li>公共施設の位置、形状</li> <li>予定建築物等の敷地の形状及び面積</li> <li>敷地に係る予定建築物等の用途、規模</li> <li>公益的施設の敷地の位置、形状、名称及び面積</li> <li>樹木又は樹木の集団の位置</li> <li>緩衝帯の位置、形状及び幅員</li> <li>法面（がけを含む）の位置及び形状、勾配</li> <li>擁壁の位置及び種類</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模開発等で1葉の図面に入らない場合は、別途に小縮尺（1/1,000程度）の図面を用い、1葉の図面に収めたものを添付すること</li> <li>予定建築物等の用途は住宅、店舗等具体的に各敷地毎に記入すること</li> </ul>
エ	求積図		1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存及び新設の公共施設の求積図</li> <li>開発区域内全体の求積表</li> <li>各建築敷地の求積表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>求積は実測によること</li> <li>求積法は座標求積を原則とすること</li> </ul>
オ	設置する公共施設の縦横断面、構造図等	排水計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>凡例</li> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>排水区域の区域界</li> <li>排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向</li> <li>吐口の位置</li> <li>放流先の名称</li> <li>排水施設の記号</li> <li>集水系統ブロック別の色分け及び記号</li> <li>放流先河川又は水路までの形状、寸法名称、</li> <li>終末処理場を設ける場合はその位置、形状</li> </ul>	
		給水計画平面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>開発区域及び工区の境界</li> <li>給水施設の位置、形状、内のり寸法、勾配</li> <li>取水方法</li> <li>消火栓、防火水槽等の位置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>小規模開発の場合は排水計画平面図と兼ねることができる</li> </ul>
		がけ擁壁の断面図	1/500以上	<ul style="list-style-type: none"> <li>がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が2以上であるときは、それぞれの土質及び地層の厚さ）</li> <li>がけ面の保護方法</li> <li>擁壁の寸法及び勾配</li> <li>擁壁の材料の種類及び寸法</li> <li>裏込コンクリートの寸法</li> <li>透水層の位置及び寸法</li> <li>擁壁を設置する前後の地盤面</li> <li>水抜穴の材料、寸法、間隔</li> <li>基礎地盤の土質</li> <li>基礎工（基礎くい等）の位置、材料及び寸法</li> </ul>	

番号	図書の名称	縮尺	明示すべき事項	備考	
オ	設置する公共施設の縦横断面、構造図等	道路縦断面図	縦1/200 横1/500 以上	・道路記号（幅員別も含む）、縦断曲線等	・幹線道路及び主要区画街路について添付すること
		道路横断面図	1/100 以上	・道路中心線より、左右各路側構造物及び宅地高（法面の場合は法肩又は法尻）が判る範囲	・道路種別ごとに添付すること。
		道路断面構造図	1/50 以上	・道路、路盤の詳細（舗装構成も必ず記入） ・道路側溝の位置、形状、寸法 ・雨水樹及び取付管の形状	・幅員、構造別に表示してすること。
		下水道縦断面図	縦1/200 横1/500 以上	・人孔の種類、形状、位置 ・人孔間隔 ・排水渠の勾配、管径、土被、管低高	・道路縦断面群にまとめて表示すること ・下水道を設けない場合は相当の排水施設縦断面図を添付すること
		排水施設構造図	1/50 以上	・排水施設構造詳細図、暗渠、落差工、入孔、雨水樹、吐水等	
		流末水路構造図	1/50 以上	・放流先の水路、河川の構造詳細図（常水面も表示のこと） ・放流口の排水施設の構造詳細図	・遊水地等の場合はその構造図
		防災工事平面図	1/1,000 以上	・方位、凡例 ・開発区域及び工区の境界 ・地形（標高差を示す等高線） ・計画道路線 ・防災施設の位置、形状、寸法、名称 ・段切位置 ・表土除去位置 ・へドロ除去位置、除去深さ ・流土計画 ・工事中の雨水排水経路 ・防災施設の設置時期及び期間	・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成
		防災施設構造図	1/100 以上	・防災工事において設置させる施設の詳細図	・開発地が山地で大規模な開発の場合に作成
		その他の構造詳細図		・終末処理施設（し尿処理施設を含む）を設ける場合に終末処理施設設計図 ・消防水利施設として防火水槽構造図 ・道路、水路、河川等に防護柵、橋梁等々の構造物を設ける場合その構造図 ・公園等に施設を設ける場合 その他必要と思われる構造図	
		水理計算書		・放流先河川又は水路の流下能力 ・開発区域内排水施設の排水能力 ・調整池の容量、放流口及び余水吐の断面等	

様式 14-1 (第 7 条関係)

年 月 日

(あて先) 浜松市長

申請者 住所

氏名

代理申請者 住所

登録番号

氏名

(署名又は記名押印してください。)

都市計画法第 3 2 条の規定に基づく同意申請書

開発行為に関係がある下記の公共施設の管理者と協議した内容及び下記の施設を開発区域に含めること並びに当該施設の代替施設及び新たに設置する公共施設を市有財産とすることについて同意を得たく、都市計画法第 32 条の規定に基づき申請する。

記

開 発 区 域	
開発行為の目的	
開発行為に 関係がある公共施設等	
開発行為に 関係がある公共施設の管理者 (開発行為に関する協議先)	
備 考	

(別紙) 総括調書 (様式 15-1)、従前の公共施設の土地調書 (様式 15-2)、施行後の公共施設とする土地調書 (様式 15-3)

<添付図書>

(ア)位置図 (イ)公図写 (ウ)土地利用計画図 (エ)求積図 (新旧別)

(オ)設置する公共施設の縦横断面、構造図 (カ)その他、市長が必要があると認めるもの

《代行申請者 住所 氏名 電話番号》

様式 15-1 (第 7 条関係)

総 括 調 書

区 分		従 前				施 行 後		
		開発区域に含める公共施設の面積				相互帰属に より公有地 となる土地	新たに公有地 となる土地	新たに開発 者等の管理 となる土地
		存 置	相 互 帰 属	用 途 廃 止	計			
道 路	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							
河 川	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							
調 整 池	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							
公 園	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							
そ の 他	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							
計	国 有 地							
	県 有 地							
	市 有 地							
	そ の 他							

様式15-2（第7条関係）

従前の公共施設の土地調書（従前の公共施設）

1 国有地

図面対象 番号	施設 の 名 称	地先地番	面積(m <sup>2</sup> )	財産処理方法	備 考

2 県有地

図面対象 番号	施設 の 名 称	地先地番	面積(m <sup>2</sup> )	財産処理方法	備 考

3 市有地

図面対象 番号	施設 の 名 称	地先地番	面積(m <sup>2</sup> )	財産処理方法	備 考

注 1 施設の名称の欄は、道路、河川、調整池、公園と記載し、その他の場合は、具体的な施設の名称を記載すること。

2 地番のない土地の地先地番は起点及び終点を隣接地番で記載すること。

3 財産処分方法の欄には、存置、相互帰属又は用途廃止の別を記載する。

4 備考欄には次の事項を記載する。

(1) 存置する土地の用途を変更する場合は、その旨及び変更後の用途

(2) 用途廃止する国有地を国土交通省からの売払い以外の方法で処分する場合は、その処理方法

(3) その他必要な事項

様式15-3 (第7条関係)

施行後公共施設とする土地調書

1 相互帰属により国有地となる土地 (都市計画法第40条第1項)

図面対象 番号	施設の 名称	地先 地番	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	対応する従前施設	備考

2 相互帰属により県有地となる土地 (都市計画法第40条第1項)

図面対象 番号	施設の 名称	地先 地番	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	対応する従前施設	備考

3 相互帰属により市有地となる土地 (都市計画法第40条第1項)

図面対象 番号	施設の 名称	地先 地番	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	対応する従前施設	備考

4 新たに公有地となる土地 (都市計画法第40条第2項)

図面対象 番号	施設の 名称	地先 地番	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	管理者		備考
						用地	施設	

5 新たに開発者等の管理となる土地 (都市計画法第40条第2項)

図面対象 番号	施設の 名称	地先 地番	延長 (m)	平均幅員 (m)	面積 (m <sup>2</sup> )	管理者		備考
						用地	施設	

注 1 施設の名称の欄は、道路、河川、調整池、公園と記載し、その他の場合は、具体的な施設の名称を記載すること。

2 対応する従前施設の欄は、様式15-2の図面对照番号を記載する。